

条例に盛り込む内容（骨子案）について

目次

- I 第一回検討会や検討会後の委員からの主な意見
 - II オーガニックビレッジ取組市町、関係団体からの
主な意見
- 【参考】他道県の農業関係条例の要素
- III 条例骨子案

I 第一回検討会や検討会後の委員からの主な意見

I-1

生産について

※は検討会後の意見

意見

- ①農業生産の現場はDX化が遅れている分野で、これを進めることが大きな課題
- ②ベテランの技術補完や省力化のため、衛星データとAIを活用した生育予測システムや自動操舵、無人運転等を推進
- ③広範囲にわたる環境に強い品種開発、普及が必要
- ④有機農業でも機械化が必要。機械のシェアリングなどの取組が有効
- ⑤品目ごと等で生産地をまとめることも必要。関係団体等も巻き込み、効率的な推進を ※
- ⑥環境創造型農業へのシフトで、脱炭素等にも役割を果たしたい。秋すきによるメタンガスの抑制や肥料のプラスチック殻の流出防止、プラスチック成分を低減した商品の開発も推進
- ⑦生物多様性保全・資源循環の取組視点も必要 ※
- ⑧生産の維持には担い手育成が必須。労働支援の仕組みづくりの取組も必要
- ⑨担い手確保に向け、農福連携の取組も有効 ※

条例に盛り込む内容

●**新技術や品種の開発・普及**

●**農産物等の効率的な出荷の推進**

〔機械の共同利用
生産組織化〕

●**環境にやさしい農業推進**

〔脱炭素・生物多様性
資源循環等含む〕

●**担い手確保・育成労働支援**

I 第一回検討会や検討会後の委員からの主な意見

I-2

流通について

※は検討会後の意見

意見

- ① 有機農業の面積が広がりにくい要因は、小分けして袋詰めし、格付けして出荷する必要があるという点。この時間と労力を削減し、畑作業に専念
- ② オール兵庫として特定の品目を設定し、例えば「兵庫の有機と言えばにんじん」といった形で販売流通を支援する取組も有効
- ③ サプライチェーン（川上から川下まで）が、つながるような仕組みづくりが必要
- ④ 農産物の販売だけでなく、加工品や調理食品も含めた形の流通の議論が必要
- ⑤ 産地で冷凍などの一次処理をしてもらえると加工事業者としては助かる ※

条例に盛り込む内容

- 流通の合理化・効率化推進

- 流通事業者も含めた食品関連事業者等の連携促進

- 加工・調理食品での取組推進

I 第一回検討会や検討会後の委員からの主な意見

I - 3

理解醸成・PRについて

※は検討会後の意見

意見

- ①化学農薬、化学肥料を使用しているても残留基準値内であれば、すべて安全。「安全」よりも「環境にやさしい」という方をPRする方が良い
- ②環境配慮を前面に打ち出し、「やさしい農業・農産物」といった表現で柔らかくPR。「やさしい」という言葉に、人・動物・昆虫・環境などにやさしいという意味を込めて
- ③生産者が直接子どもたちに話す機会があることで、農業に対する感謝の気持ちが育まれ、交流が深まる。子どもたちは農業の苦労や大切さを理解
- ④学校給食がキーワードになっているが、子どもができた時からの食育が有効。離乳食の有機認証をしている事業者があるが、最近品目が増えており、ニーズあり
- ⑤農業体験（ツーリズム）が担い手育成にもつながる ※
- ⑥食べ残し、食品ロスの低減の意識も大切 ※

条例に盛り込む内容

●環境にやさしい農業推進

〔脱炭素・生物多様性
資源循環等含む〕

※再掲

●生産者と消費者の交流・学校給食・食農教育の推進

I 第一回検討会や検討会後の委員からの主な意見

I-4

農村について

※は検討会後の意見

意見

- ① 農村機能の維持発展がなければ地域の農業は成り立たない
- ② 中山間地での農業では効率化や集約化が難しい。地域を大切にし、一緒に取り組む人を増やす必要
- ③ 農村における地域協働体制の基盤であった伝統的なコミュニティが弱まっている中で、新しいコミュニティを構築していく必要
- ④ 観光の視点からもサステナブルが重視され、観光客も付加価値を求めており、環境創造型の部分にこだわっていくのが良い。生業であることはもちろんだが、次世代のサステナビリティにつながる視点や、地域の自然文化やコミュニティにどう貢献できるか
- ⑤ 農村振興のために地元に入って調整ができる人材として県組織の特性を生かした技術系職員の確保、育成が必要 ※

条例に盛り込む内容

● 農村機能の維持発展

● 地域での協働推進

● 多面的機能・持続可能性の保持

● 支援体制の整備

II オーガニックビレッジ取組市町、関係団体からの主な意見

II-1 生産について

意見

- ① 有機農業について、給食のお米を作っているという誇りはあるが、現状の作り方では栽培面積に限度がある【市町】
- ② 有機農業水稻の技術を確立したい。新たに農家に取り組んでもらえるよう栽培の成功事例を示してあげたい【市町】
- ③ 有機農業及び環境創造型農業の他、省力化を含めた先端技術の活用などによる環境に配慮した農業が大事【市町】
- ④ 半農半Xの方に有機の講座は人気【市町】
- ⑤ 有機農業を学んだ後に就農する場合でも半農半X的な人も多い【市町】
- ⑥ 利用者の安全のため、農薬を使わない栽培を実施。福祉事業所にとって重要な地域密着が農業では実行しやすい。事業分野の一つとして農業をしっかりと経営するためにも地域に溶け込むことが必要【福祉事業所】

条例に盛り込む内容

- **新技術や品種の開発・普及**
※再掲

- **担い手確保・育成労働支援**
※再掲

II オーガニックビレッジ取組市町、関係団体からの主な意見

II-1 生産について②

意見

- ⑦加工品の有機JASも推進しているが、採算ベースには生産ロットを大きくする必要がある【市町】
- ⑧有機農業の安定生産を指導できる人材がほしい【市町】
- ⑨品目として伸びてきたのは、JAが入っており部会があったから【市町】
- ⑩水稲有機栽培では雑草対策の深水管理のために、特に水を確保できる農地でないと取り組みにくい【市町】
- ⑪基盤整備はもともと農業振興のために行われてきた。これからも農業活動を維持、持続させるために継続的かつ時代に合ったかたちが必要。農村の防災機能等、生活基盤の安定においても整備は重要【土地改良団体】
- ⑫堆肥センターがあることで、環境創造型農業につながっている【市町】
- ⑬堆肥利用は土づくりに重要で、地域にも資源循環の流れが昔からあったが、農家の高齢化などにより労力がかかる堆肥散布が難しくなっている。地域資源循環への地域住民の理解醸成も必要【堆肥センター】

条例に盛り込む内容

●加工・調理食品での取組推進 ※再掲

●支援体制の整備
※再掲

●生産基盤の整備

●耕畜連携の推進

II オーガニックビレッジ取組市町、関係団体からの主な意見

II-2 流通について

意見

- ①消費者への普及には、買える場所づくりが必要【市町】
- ②流通拠点づくりが必要【市町】
- ③販売先（加工事業者）を決めた上での生産が重要【市町】

条例に盛り込む内容

- 流通の合理化・効率化の推進
※再掲

II-3 理解醸成・PRについて

意見

- ①給食は記憶に残り、地元に戻ってきてもらうための食育になっている。スポット的な提供にとどまらない品目選定、広域での取組を検討中【市町】
- ②環境にやさしい農業による地産地消は、食育、ひいてはシビックプライドにつながる【市町】

条例に盛り込む内容

- 生産者と消費者の交流・学校給食・食農教育の推進
※再掲

II オーガニックビレッジ取組市町、関係団体からの主な意見

II-4 農村について

意見

- ①水路やため池といった基盤の管理について、農業者の負担が大きい。農村における役割分担が必要。または地区の役員が実施するのではなく、広域化したプロ集団のような、専門的な人がいればありがたい【市町】
- ②個人農家だけでは農業生産が維持できないだけでなく村も維持できない。まちづくりの視点をもち、農業を守り、豊かにした先に、福祉などの充実までできる。10~20年後を見据え、それらの受け皿となる組織を作りたい【農村RMO取組を目指す団体】
- ③環境創造型農業の実践にあたり、除草剤を使用せず、非農家も参加した草刈り隊が活動している。大型機械を利用した従前よりもきめ細やかな草刈りが実施でき、地域で農業への関心も高まり、担い手や後継者を育てる機会になっている。作業が楽でないと農業は続かない【多面的機能支払交付金取組団体】

条例に盛り込む内容

- 地域での協働推進**
※再掲

- 農業者その他の地域住民の共同活動による生産基盤や農村の維持推進**

【参考】他道県の農業関係条例の要素

● 4 7 都道府県中、農業関係条例の制定：2 7 道県（滋賀県は2 条例）

- ・多くの条例にて「目的」「基本理念」「県（道）の責務」「主要施策」「県民（消費者）の役割」「農業者の役割」等を記載
- ・主要施策の中で、多く盛り込まれているのが以下の趣旨の条文
 - 「環境と調和した農業の推進」
 - 「試験研究や技術普及による生産技術の向上」
 - 「農業等の生産基盤の整備」
 - 「農業の担い手の確保」
 - 「農業生産性の向上・食料の安定生産」
 - 「農村の振興」
 - 「農業・農村等への県民理解の促進」
- ・その他の主な条文例
 - 「付加価値の向上」、「販売促進」、「都市と農村との交流の促進」、
 - 「多面的機能の発揮と県民理解の促進」 等

※農業改良課調べ

条例制定にあたって

1 背景

SDGsの取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」の推進、有機農業を振興する市町の増加など、環境と調和のとれた持続可能な農業推進の必要性は増大している。一方、気候変動や地政学的リスクの高まりにより、食料生産・供給が不安定化するとともに、人口減少により農山漁村の活力は低下している。

2 制定経緯

こうした背景を踏まえ、本県では令和5年度から有識者による有機農業等の振興施策検討会を設置し、その提言に基づき、有機アカデミーの開講（令和8年4月）や出荷・流通効率化モデルの構築、環境創造型農業サミットの開催など、有機農業等の担い手育成や出口対策施策に先行して取り組んでいる。

有機農業を始めとした環境創造型農業やその基盤となる農村の持続的な発展のため、生産や地域での活動に加えて消費者が買い支える機運を醸成し、推進の取組を中長期的に下支えすることが重要であり、県民全体が理念を共有して取り組む必要があるため、条例を制定する。

3 条例制定の方針

県は、食料安全保障を尊重し、慣行農業とのバランスや生産振興と農村振興の一体的な推進の視点を重視しながら、人と環境にやさしい農業の振興や、そうした農業が実践される地域の拡大を目指すため、生産技術の研究開発や普及、生産基盤整備、出荷・流通の促進、県民による消費促進、地域協働体制の確立や農村型地域運営組織の育成などに取り組む内容の条例を制定する。

III 条例骨子案

1 条例制定の考え方

(1) 基本姿勢の見える化

持続的な農業・農村を中長期的に下支えするため幅広く取り組む基本姿勢を明確化

(2) 共通意識の醸成

各関係者（県、市町、農業者、食品関連事業者、県民）に求められる役割を整理

(3) 施策の実効性を担保

条例として明文化することで継続的・体系的な取組を推進

2 条例の構成案

項目	内容
第1章 総則	目的、条文用語の定義、基本理念、 県の責務、市町・農業者・食品関連事業者・県民の役割
第2章 人と環境にやさしい 農業の振興に関する施策	技術の研究開発・普及、生産基盤の整備・保全、環境負荷低減 活動の促進、人材の確保・育成、高齢者等の活動環境整備、出 荷・流通の促進、県民による消費・学校給食の利用促進
第3章 人と環境にやさしい 農村の振興に関する施策	地域協働体制の確立、農村における共同活動の促進、 農村型地域運営組織の育成
第4章 雑則	行財政上の措置等
附則	施行期日

3 こんな条例にしたいと検討中

第1章 総則

1 目的

人と環境にやさしい農業と農村づくりを進め、地域で協力し、**持続可能な社会と安定した食料供給**を目指す

2 定義

1 人と環境にやさしい農業

①有機農業 ②環境創造型農業 ③従来の生産方式よりも環境への負荷低減に資する生産方式により行われる農業

2 人と環境にやさしい農村

人と環境にやさしい農業が行われている地域

3 基本理念

1 兵庫県では**長年、環境創造型農業に取り組み、各地の活動は県民の誇りに繋がっており、環境負荷低減と生産性の両立を**図っていく

2 **従来の農業と調和**しつつ関係者が協力して人と環境にやさしい農業を進めていく

3 **地域で協力**し、人と環境にやさしい農業と農村での暮らしを守っていく

4 県の責務

県は、関係者と連携し、人と環境にやさしい農業と農村振興のため、研究開発、技術普及、生産基盤整備に係る**人材育成**や**体制整備**を進める

3 こんな条例にしたいと検討中

第1章 総則

5 市町・農業者・食品関連事業者・県民の役割

- 1 市町は、**地域の実情**に応じた施策を進めるよう努める
- 2 農業者は、**環境に配慮した農業**に取り組むよう努める
- 3 食品関連事業者は、環境に配慮した農産物等の**調達**などに努める
- 4 県民は、環境にやさしい農業を**理解**し、配慮した農産物等を**選ぶ**よう努める

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

1 技術の研究開発の促進に関すること

県は、人と環境にやさしい農業の生産性向上に資するため、**試験研究に関する体制を整備し、品種育成や環境への負荷の低減、農作業の効率化に資する資材、機械類等の開発**等を促進するよう取り組む

2 技術の普及の促進に関すること

県は、**技術に関する情報提供や地域の特性に応じた普及事業を推進し、人と環境にやさしい農業の生産性の向上に資する技術を普及**するよう取り組む

3 生産基盤の整備及び保全に関すること

県は、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、**農地の区画の拡大、農業用排水施設の機能の維持増進等**に取り組む

3 こんな条例にしたいと検討中

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

4 環境への負荷の低減に資する農業生産活動の促進に関すること

県は、環境への負荷の低減を促進するため、**家畜排せつ物等の有効利用による地力増進、温室効果ガスの排出の抑制や吸収作用の保全、強化等**を図るよう取り組む

5 人材の確保及び育成に関すること

県は、**農業者に対し、人と環境にやさしい農業に関する技術や経営管理能力の習得、向上を促進**するよう取り組む

6 高齢者及び障害者等の農業に関する活動の環境整備等に関すること

県は、人と環境にやさしい農業の生産活動において農作業の負担の軽減が図られ、心身ともに健やかに生きがいを持って暮らすことができるよう、**農福連携や半農半X等の取組環境の整備等**に取り組む

7 農産物出荷の促進に関すること

県は、**農業者の組織化や農業機械の共同利用の促進、生産等の情報収集及び提供**により人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の出荷を促進するよう取り組む

3 こんな条例にしたいと検討中

第2章 人と環境にやさしい農業の振興に関する施策

8 農産物等の流通の合理化の促進に関すること

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等を容易に入手することができるよう、**関係者と連携して、直売所や集荷場の設置、有効活用など流通の合理化を促進**するよう取り組む

9 県民による消費の促進に関すること

県は、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等が**県民に選択**されるよう、**県民への適切な情報提供や食育の推進、付加価値の向上の促進、生産者と県民との交流機会の提供等**に取り組む

10 学校給食等における農産物等の利用の促進に関すること

県は、**学校給食等**において、人と環境にやさしい農業により生産された農産物等の**利用促進**や生産者等と**栄養教諭や食品関連事業者等との連携の強化**に取り組む

3 こんな条例にしたいと検討中

第3章 人と環境にやさしい農村の振興に関する施策

1 地域協働体制の確立に関すること

県は、堆肥の活用促進や多様な農業者による人と環境にやさしい農業に関する活動への参加等、**生産活動を支援するため、農業者やその他の地域住民が相互に連携して協働を図る体制の確立**に取り組む

2 農村における共同活動の促進に関すること

県は、**農業者や地域住民の共同活動**による生産基盤の管理、地域特性に即した農業生産活動及び農業に由来する環境負荷の低減を図る活動等を支援し、**多面的機能の確保**に取り組む

3 農村型地域運営組織の育成に関すること

県は、人と環境にやさしい農村の持続可能性を守るため、地域全体で農業を支える体制ができるよう、**農業者や地域住民が協力して、農業や地域社会の維持に役立つ活動を行う組織の育成や、人材の参画促進**などに取り組む

第4章 雑則（行財政上の措置等）

県は、人と環境にやさしい農業及び農村を振興するため、**行政上又は財政上の措置**、その他の必要な措置を行う